

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る
業務委託仕様書兼企画提案依頼書

令和 8 年 9 月

逗子市

経営企画部 デジタル推進課

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る
業務委託仕様書兼企画提案依頼書

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務についての仕様及び業務委託の受注者を選考するための企画提案書を依頼する内容は、本書のとおりとする。

なお、企画提案書募集に係る事項等については、別紙逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考要領による。

1. 逗子市情報セキュリティコンサルティング業務について

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務（以下「本業務」という。）の内容等は次のとおりとする。

(1) 本業務の目的

本市は、逗子市情報セキュリティ基本方針※（以下「基本方針」という。）のもと、逗子市情報セキュリティ対策基準を定め、基本方針と併せて逗子市情報セキュリティポリシーとし、実施手順に従い厳格に運用し、定期的に評価及び見直しを行っている。また、個人情報の取り扱いについて、逗子市個人情報の保護に関する条例及び逗子市情報セキュリティポリシーを遵守し、住民基本台帳情報を利用する所管においては、個人情報保護強化対策マニュアルを策定し、個人情報の取り扱いを厳しく運用し、評価及び見直しを絶えず行っている。なお、既に運用が開始されている社会保障・税番号制度に伴い、情報セキュリティの更なる強化を継続していくにあたり、評価及び見直しを継続する必要がある、本市の情報セキュリティについてコンサルティング業務を依頼するものである。

※参考：<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/keikaku/1007892/1007878.html>

(2) 現在の本市の情報セキュリティに係る課題

ア 社会保障・税番号制度運用に伴う情報セキュリティの強化

社会保障・税番号制度運用開始後、これまで以上に情報セキュリティの強化が求められている。

イ AI 性能の高度化への対応

自立的な AI による高度なサイバー攻撃を受ける危険性への対応が求められている。

ウ サプライチェーン・リスク対策

情報システムの開発や運用がグローバルな供給網を通じて行われることが一般的となっていることを背景として、調達する情報システムの安全性を確保することの重要性が高まっている。

エ インシデント対応

インシデント発生時の一次対応、関係機関への報告等スムーズな対応が求

められている。

オ 個人情報保護強化対策マニュアルの評価及び見直し

現在運用している個人情報保護強化対策マニュアルが正しく運用されているかを評価し、必要があれば見直しし、更なる個人情報取り扱いの強化が求められている。

カ その他情報セキュリティに関する調査支援について

アからオまでの情報セキュリティに対する取組み以外での新しい手法や新たな問題に対応するための調査をすることも求められている。

(3) 情報セキュリティコンサルティング業務について

(2) アからオまでで示されているこれまでの内容を把握して、課題の整理や改善に取組み、昨今の情報通信技術の進展や、社会保障・税番号制度等の国の法改正やガイドライン等を考慮しつつ、(2) カへの取組みを含む業務を委託するものである。

2. 逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る業務委託仕様書

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る業務の仕様等は、次のとおりである。

(1) 業務の名称

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務

(2) 業務の概要

「1 逗子市情報セキュリティコンサルティング業務について」を参照

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

ア 業務実施計画書の作成

本業務の実施スケジュール及び実施体制等を内容とする業務実施計画書を作成すること。なお、提出期日及び様式は、契約後に協議の上決定する。

イ 打ち合わせの実施

本業務の進捗状況や情報共有のため、市と受注者は日程を調整の上打ち合わせを実施するものとする。

ウ 情報セキュリティの強化

本市の情報セキュリティに係る情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順、個人情報保護強化対策マニュアル等の内容と課題を把握し、国が示す地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインや社会保障・税番号制度の運用を考慮して、情報セキュリティの強化を行うこと。

① 情報セキュリティの課題の整理

- ② 情報セキュリティの評価（内部監査支援及び外部監査、情報システムセキュリティ診断、標的型攻撃メール訓練、調査等、なおその内容や実施項目については別途協議の上決定する。）
- ③ 情報セキュリティの改善サポート（内部監査支援及び外部監査、情報システムセキュリティ診断、標的型攻撃メール訓練、調査等の検出結果に対する改善状況の確認及び助言。なおその内容や実施項目については別途協議の上決定する。）

エ その他情報セキュリティに関する調査支援について

ウの情報セキュリティに対する取組み以外での新しい手法や新たな問題に対応するための調査の支援。ここでの調査とは、AI によるサイバー攻撃対策、サプライチェーン・リスク対策、インシデント対応、ガイドライン整備（情報セキュリティポリシーの改定等）等のための調査、その他提案できるもの。

オ その他情報セキュリティに係る支援

その他情報セキュリティに関する相談対応等

カ 提出物及び成果物

- ① 業務実施計画書（本仕様（4）ア）
納期限：期日は別途協議
- ② 打ち合わせ記録（本仕様（4）イ）
納期限：打ち合わせの日から 5 営業日以内
- ③ 情報セキュリティの評価（内部監査支援及び外部監査、情報システムセキュリティ診断、標的型攻撃メール訓練、調査等）資料（本仕様（4）ウ②）
- ④ 情報セキュリティの改善サポート（内部監査支援及び外部監査、情報システムセキュリティ診断、標的型攻撃メール訓練、調査等の検出結果に対する改善状況の確認結果及び助言）資料（本仕様（4）ウ③）
- ⑤ その他情報セキュリティに関する調査の支援についての資料（本仕様（4）エ）
納期限：必要な場合に別途協議
- ⑥ その他情報セキュリティに係る支援に係る提出資料（本仕様（4）オ）
納期限：必要な場合に別途協議

(5) 留意事項

ア 受注者は、情報セキュリティサービス基準審査に適合し、「主たる顧客対象の分野・業種」に公務（官公庁・自治体等）が記載されている登録業者であること。

イ 受注者は、自社で CSIRT を構築し、セキュリティ診断やセキュリティ研

修等において独自の脆弱性対策のノウハウを持つこと。

ウ 受注者は、他自治体との情報共有等で常に最新の情報を市へ提供できる体制を整備していること。

エ 受注者は、本業務の履行により直接または間接に知り得た情報（以下「機密情報」という。）について次の事項を遵守しなければならない。また、契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- ・ 機密情報を第三者に漏らさないこと
- ・ 機密情報が漏えいしないよう管理徹底すること。
- ・ 機密情報を複製又は複写しないこと。
- ・ 機密情報を本業務以外の目的に使用しないこと。

オ 本仕様に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様に定めのない事項がある場合は、市と協議を行うこと。

3. 企画提案依頼について

本業務において業務委託の受注者を選考するための企画提案書を依頼する内容は、次のとおりである。

なお、企画提案書の記述内容は以下の企画提案依頼事項の項番のとおりに企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 情報セキュリティの評価、改善サポートのメニュー・実施項目及び進め方並びに手法について

情報セキュリティの評価、改善サポートのため、次の項目のそれぞれのメニュー・実施項目及びそれらの進め方や手法を提示すること。その場合特に留意や配慮しているところがあれば提示すること。

また、受注者と市の役割分担を（4）ウに従い業務分担表の中に明記するとともに、作業の時間（工数）を返子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考要領の4見積書に従い、見積書（様式4）に添付する細目に明記すること。

ア 内部監査支援内容サンプルを提示すること。（監査基準書、実施計画書、チェックシート、結果通知書、報告書等のメニュー・実施項目）

イ 外部監査内容サンプルを提示すること。（監査基準書、実施計画書、チェックシート、結果通知書、報告書等のメニュー・実施項目）

ウ 情報システムセキュリティ診断に係る検査内容のサンプルを提示すること。（疑似侵入検査実施計画書及び同報告書等のメニュー・実施項目）

対象：Webアプリケーション診断、庁内側ネットワーク検査、インターネット側ネットワーク検査とする。

標的型攻撃メール訓練は、内容サンプルを提示すること。（訓練内容、訓練

対象職員数)

エ その他情報セキュリティ調査や評価方法があれば提示すること。

(2) その他情報セキュリティに関する調査の支援のためのメニュー及び成果物

(1) 以外の情報セキュリティに関する調査の支援のためのメニュー及び想定成果物があれば提示すること。この場合、新しい手法や新たな問題に対応するための調査（AI によるサイバー攻撃対策、サプライチェーン・リスク対策、インシデント対応、ガイドライン整備（情報セキュリティポリシーの改定等のための調査）の支援、その他にあれば提示すること。また、受注者と市の役割分担を（4）ウに従い、業務分担表の中に明記するとともに、作業の時間（工数）を逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考要領の 4 見積書に従い、見積書（様式 4）に添付する細目に明記すること。

(3) その他情報セキュリティに係る支援

その他情報セキュリティに関する相談対応等のための（想定される対象があれば提示し、それを含む）作業の時間（工数）を逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考要領の 4 見積書に従い、見積書（様式 4）に添付する細目に明記すること。

(4) スケジュール（案）及び実施体制

ア 本業務の実務スケジュール（案）を提示すること。

イ 次の事項を明記した実施体制図を提示すること。

- ① プロジェクトリーダーの職・氏名、これまでの主な実績を 5 つ提示し、本市と同程度以上の規模の地方自治体での本業務におけるプロジェクトリーダーとして適任であることを確認できるよう実績の内容も記載すること。
- ② プロジェクトメンバーの職・氏名を記載し、うち 1 人以上についてはこれまでの主な実績を 5 つ提示し、本市と同程度以上の規模の地方自治体での本業務におけるプロジェクトメンバーとして適任であることを確認できるよう実績の内容も記載すること。
- ③ プロジェクトリーダーかプロジェクトメンバーのいずれかが、以下 1 つ以上の資格等を有していることを提示すること。
 - ・システム監査技術者
 - ・情報処理安全確保支援士
 - ・公認情報セキュリティ主任監査人
 - ・公認情報セキュリティ監査人
 - ・公認情報システム監査人（CISA）
 - ・公認システム監査人（CSA）
 - ・ISMS 主任審査員

・ ISMS 審査員

- ④ 業務のバックアップ体制
- ⑤ 受注者の不測の事態を想定したリスク管理体制

ウ 業務分担表の作成

(4) アで示したスケジュール（案）で提示された本業務のスケジュール内の各作業項目において、受注者及び市のどちらが主体となって作業を実施するのかを明らかにした業務分担表を作成すること。

(5) 情報管理体制

本業務の履行により、直接又は間接に知り得た情報について、情報セキュリティ上安全に管理するための体制や考え方を提示すること。

(6) その他

ア 本業務を成功させるためのポイント、業務実施にあたっての留意点があれば提案すること。

イ 本業務について、上記提案依頼事項の他に追加提案事項があれば提案すること。

以上